

重要なお知らせ

公募型見積合わせ参加要件の一部見直しについて

県では「長野県の契約に関する条例」に基づく適正な契約を推進するため、一般競争入札以外の方法により行う県の契約に関しても、地方自治法施行令第167条の5に基づき県が定めている一般競争入札参加資格の取得者を相手方とすることを検討しています。

この取組のひとつとして、平成30年度事業（契約する業務の開始あるいは物件の納期が平成30年4月1日以降となるもの）に係る契約のうち、以下の公募型見積合わせについて、参加要件に入札参加資格取得者であることを追加します。

- 1 物品購入等（製造の請負、物件の買入れ）
予定価格が100万円以上の公募型見積合わせ
- 2 業務委託等（業務委託、役務の提供、物件の借入れ）
建物清掃、警備、消防設備点検、自家用電気工作物保安管理業務の公募型見積合わせ（予定価格30万円超）

※上記 建物清掃等以外の一部の案件についても入札参加資格者であることを追加している場合があります。

入札参加資格に関しては随時申請を受付けていますが、資格付与のためには資格要件の確認審査と関係書類の整備が必要であり、時間がかかります。現在入札参加資格をお持ちでない方で、該当案件への参加をお考えの場合には、平成29年度中の資格取得をご検討ください。

（入札参加資格の資格要件・申請方法）

[平成29・30年度競争入札参加資格審査（物件の買入れ等）の申請について／長野県](#)